

一時保育事業について

認定こども園愛別町幼児センターでは、一時保育事業を行っています。

一時保育事業を利用できる対象者は、生後6ヶ月以上で、認定こども園愛別町幼児センターに入園していない小学校就学前の幼児です。

保護者が緊急及び一時的な理由により保育を必要とする場合に利用することができます。（保護者のリフレッシュ休暇にも対応します。）

一時保育事業の利用を希望される方は、「愛別町立認定こども園一時保育申込書」を幼児センターに提出してください。

申込書受付後、申込内容を確認させていただき、決定通知書もしくは不承認決定通知書を送付させていただきます。

一時保育事業の利用にあたり、1時間200円の利用料を徴収させていただきます。（1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。）

【例：利用時間2時間→400円、利用時間3時間40分→800円】

また、給食を利用する場合は、1回300円を徴収させていただきます。

利用料は、一時保育利用日のお帰りの際に、実際に利用した時間で計算し、現金で徴収させていただきます。おつりを用意していませんので、ご協力願います。利用者からお預かりした利用料金を利用日以降に愛別町役場会計に納めますので、領収書のお渡しは後日になりますがご理解願います。

申込みは、事前に利用日がわかっている場合は、早めの申込みをお願いします。当日や前日といった急な申し込みの場合は、対応できないこともありますので、ご理解願います。

何かご不明なことがありましたら連絡願います。

認定こども園 愛別町幼児センター

担当：子育て支援係 6-5726